

柱IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

【女性活躍推進法推進計画】

施策の方向	1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実
-------	---

人口減少と少子高齢化が同時進行し、価値観やライフスタイルが多様化する中で、誰もが仕事上の責任を果たしながら、ライフステージに応じて、子育て、介護、地域活動、自己啓発などの様々な選択ができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していくことが求められます。

しかし、令和4（2022）年の市民意識調査では、「仕事と家庭生活をともに優先」することを希望する割合が最も高かった一方で、現実では「仕事を優先」している割合が最も高い結果となっており、希望と現実の乖離が見られるのが現状です。

ワーク・ライフ・バランスは、ジェンダー平等社会の実現や本市の成長力を高め、将来にわたり持続可能な社会の実現の前提となるものです。働く人、企業、家庭、地域などで構成される「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」を中心に関係機関が連携しながら取組を進めていくことが大切です。

企業においては、仕事と生活を両立できる環境づくりに取り組むことは、企業の従業員満足度を高め、優秀な人材の確保につながるものであり、多様で柔軟な働き方の導入や、男性の育児休業の取得促進などさまざまな取組が求められます。

また、「職場とともに働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績や結果を出しつつ、自らも仕事と生活を楽しむことができる上司（イクボス）」の存在も重要です。「北九州イクボス同盟」の輪を広げるとともに、取組内容の質を向上することで、より多くの企業での働き方の見直しやワーク・ライフ・バランスを推進することを支援します。

あわせて、「ライフ」を支える子育てや介護等の施策を各分野別計画に基づき実施します。

施策の方向1 男女が共に仕事と生活を両立できる社会の実現

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには企業等の理解と協力が不可欠です。

長時間労働の削減、テレワークをはじめとした柔軟な働き方の導入、男性の育児休業の取得促進など、企業の意識・働き方改革が進むよう、意識啓発や情報提供、関係法令や各種支援制度の周知などに取り組みます。

また、働く人自身が働き方と同時にライフスタイルを見直し、男女がともに協力しながら家庭での責任を果たすきっかけとなる、出前セミナー等を実施します。

<具体的な施策>

(1) 企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	取組内容	局名
41101	企業等における女性活躍やワーク・ライフ・バランスの先進事例の紹介等を通じ、経営者・管理職の意識改革を図ります。【再掲】	総務市民局
41102	企業の女性従業員や人事担当者等を対象に女性活躍やワーク・ライフ・バランスについてのセミナー等を開催します。【再掲】	総務市民局
41103	男女が共に働きやすい環境づくりなど、女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業等を表彰します。また、受賞者の取組事例を紹介し、企業等に対して、広く周知します。【再掲】	総務市民局
41104	働き方改革、育児支援制度の充実、女性活躍及びワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組む市内事業所を対象に、セミナーの講師やアドバイザー（社会保険労務士）を派遣します。【再掲】	総務市民局
41105	企業、働く人、市民、行政が一体となって組織された「北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、各団体が連携してワーク・ライフ・バランス推進月間（11月）を中心に啓発事業を行います。	総務市民局
41106	ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を民間企業等で実施します。	総務市民局
41107	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に取り組む中小企業に対して、事業展開に必要な資金を融資します。	産業経済局
41108	公共調達を通じた子育て支援・男女共同参画の推進を目的として、市への業者登録の際に、表彰の受賞など積極的な取組を行った企業に対して、インセンティブを与えます。【再掲】	技術監理局
41109	工事の総合評価落札方式の評価項目である「子育て支援・男女共同参画・女性活躍推進の取組」を積極的に行っていける場合、及び、「女性技術者の配置」を行っている場合に加点評価します。【再掲】	技術監理局
【新規】 41110	企業に対し、働き方改革推進に関する国や県の取組について周知・広報を行います。	産業経済局

<具体的施策>

(2) 市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進

No.	取組内容	局名
41201	「北九州市 DX 推進計画」に基づき、働きがいのある働きやすい職場の実現に向けた「働き方改革」を推進します。	デジタル市役所推進室
41202	管理職のイクボス実践により、職場風土を改革し、ワーク・ライフ・バランスの実現を図るほか、両立支援制度の周知及び取得促進に向けた啓発を実施します。	総務市民局
41203	男性職員が育児に積極的に参画することを通して、男性自身の働き方を見直すきっかけとなるほか、職場全体の業務の改善等にもつながるため、男性職員の育児休業の取得を促進します。	総務市民局
41204	職員への階層別研修等において、ワーク・ライフ・バランスの意義、必要性を学ぶ研修を実施します。	総務市民局
41205	ワーク・ライフ・バランスの推進につなげるため、子どもが保護者の職場を見学する「子ども参観日」を市役所で実施します。	総務市民局

<具体的施策>

(3) 地域活動やボランティア活動への参画促進

No.	取組内容	局名
41301	市民センターで、地域の特色を生かした講座や市民の学びのニーズに合った内容の講座を企画・実施し、市民に多様な学習機会を提供します。	総務市民局
41302	NPO・市民活動への参加を促進するため、「市民活動サポートセンター」を拠点として、市民活動団体の活動支援や育成などを行います。	総務市民局
41303	退職などをきっかけに地域活動等への参画を支援するため、「生涯現役夢追塾」を開催します。	保健福祉局
41304	高齢者の教養、健康、趣味、レクリエーション等の生きがいや健康づくりのため、「年長者研修大学校」における講座等を開催します。	保健福祉局
41305	ボランティア活動や地域活動への参画を促進するため、北九州市社会福祉協議会において、ボランティアの活動支援や育成などを行います。	保健福祉局

41306	65歳以上の高齢者が介護保険施設等でボランティア活動を行った場合にポイントを付与し、貯まったポイントを換金又は寄付することができる「介護支援ボランティア事業」を実施します。	保健福祉局
-------	--	-------

施策の方向2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等の支援の充実

ワーク・ライフ・バランスの実現には、多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関するサービスの充実を図る必要があります。

これまで子育て環境の整備に取り組んできましたが、今後も引き続き、保育の需要と多様なニーズの把握に努めるとともに、病児・病後児保育、延長保育などを含めた保育サービスや放課後児童クラブの充実など、きめ細かな子育て支援策に取り組みます。また、介護者の負担を軽減するため、介護に関する情報提供や相談対応を行います。

さらに、企業等の事業者に対しても、仕事と子育て・介護等との両立への一層の理解促進を進めています。

<具体的施策>

(1) 子育て環境の整備、充実

No.	取組内容	局名
42101	保護者の就労形態の多様化や冠婚葬祭等の理由による一時的な保育等に対応するため、延長保育、夜間保育及び休日保育等の特別保育事業を実施します。	子ども家庭局
42102	児童の病気による保護者の保育ニーズに対応するため、病児保育を実施します。	子ども家庭局
42103	保護者の仕事と子育ての両立支援のため、放課後児童クラブの施設整備や運営内容の充実を図ります。	子ども家庭局
42104	仕事の都合や子どもの軽い病気のときに、ボランティア組織「ほっと子育てふれあいセンター」の会員間で子どもの預かりや送迎など、子育て支援サービスを実施します。	子ども家庭局
42105	乳幼児を持つ保護者の子育てへの不安を軽減するため、親子が気軽に集い、交流、情報交換、育児相談等ができる「親子ふれあいルーム」を区役所や児童館などで運営します。	子ども家庭局
42106	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、関係機関と緊密に連携し、それぞれの相談内容に応じた包括的・継続的支援を行います。	子ども家庭局

第3章 柱IV 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

42107	子どもの成長に応じた情報を手軽に入手できるよう情報誌「北九州市こそだて情報」やホームページ「子育てマップ北九州」により情報提供します。	子ども家庭局
42108	乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行います。	子ども家庭局
【新規】 42109	市営住宅の入居者募集において、子育て世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。	都市整備局

<具体的施策>

(2) ひとり親家庭への支援

No.	取組内容	局名
42201	ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るため、「母子・父子福祉センター」において、各種相談の受付、就業のために必要な知識や技能を習得するための講座等を実施します。	子ども家庭局
42202	ひとり親家庭の親が就職し自立するため、就職に有利な資格取得や教育訓練のために支給する「高等職業訓練促進給付金」「自立支援教育訓練給付金」の利用を促進します。	子ども家庭局
42203	ひとり親家庭等の経済的自立を促進するため、就学や技能習得などのための各種資金を貸し付けます。	子ども家庭局
42204	ひとり親家庭等に対して、疾病等により一時的に日常生活に支障が生じた場合に支援員を派遣し、家事や保育等の支援を行います。	子ども家庭局
42205	市営住宅の入居者募集において、母子・父子世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。	都市整備局
【新規】 42206	ひとり親家庭等の住まいの確保にお困りの方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、貸主・借主双方に対する情報提供等の支援を行います。	都市整備局

<具体的施策>

(3) 高齢者・障害のある人等の支援やサービスの充実

No.	取組内容	局名
42301	認知症に対する理解を深めるため、「認知症サポーター養成講座」を実施します。	保健福祉局

第3章 柱IV 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

42302	仕事と介護の両立を支援するため、地域包括支援センターで情報提供を行います。	保健福祉局
42303	高齢者や障害のある人及びその家族に対する支援のため、訪問介護・通所介護などの介護保険サービスや居宅介護・生活介護などの障害福祉サービスを実施します。	保健福祉局
42304	介護する家族を支援するため、家族が抱える不安や悩みなどを打ち明けられる家族交流会や、コールセンターでの相談事業を実施します。	保健福祉局
42305	障害のある人に対して、「障害者基幹相談支援センター」などで相談や情報提供を行います。	保健福祉局
42306	地域包括支援センターを中心に官民協働による相談体制の拡充を図り、高齢者や障害のある人及びその家族にとってより身近な総合相談体制を構築します。	保健福祉局
42307	「高年齢者就業支援センター」と「シニア・ハローワーク戸畠」が連携し、中高年齢者の多様なニーズに応じた転職や再就職を支援します。	産業経済局
42308	「北九州市シルバー人材センター」において、高齢者に臨時の・短期的な就業の機会を提供することにより、高齢者の生きがいづくりや地域社会への参加を促進します。	産業経済局
42309	「北九州障害者しごとサポートセンター」で、就労を希望する障害のある人の就労を支援します。	保健福祉局

柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 DVの防止及び被害者の支援 2 ハラスメント及び性犯罪等の防止 3 生涯を通じた女性のヘルスケア 4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援 5 防災における男女共同参画の推進
-------	---

ジェンダー平等社会を実現するためには、性別にかかわらず一人の人間として尊重され、安心して暮らせる社会であることが前提となります。

誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等は重大な人権侵害行為であり、早急に対応すべき重要な課題です。

これらの被害者は、多くの場合女性であり、生活困窮や家族関係破綻等の問題と複合して、複雑化、多様化した困難な問題を抱える女性への支援が必要となっています。

市民一人ひとりに人権尊重に対する意識を浸透させ、人権侵害行為の防止に努めるための広報・啓発活動等を充実するとともに、相談体制の充実や自立支援など様々な支援を行います。

また、男女が生涯を通じて豊かな人生を送るためには、男女がお互いの身体的特徴や性についての理解を深め、理解しあい、尊重しあうことが重要です。特に女性は、生理や妊娠・出産、更年期など、女性特有の健康上の課題があり、女性のヘルスケアに関する取り組みが必要です。企業においても、女性のヘルスケアをはじめ、「健康経営」の視点から従業員全体のヘルスケアに取り組む必要があります。

施策の方向1 DVの防止及び被害者の支援

【第4次北九州市DV対策基本計画】

DVは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVを防止し、被害者の早期発見、早期対応を図るため、暴力防止のための広報・啓発を行うとともに、相談窓口の一層の周知を行います。

配偶者暴力相談支援センターや各区役所の子ども家庭・相談コーナーなど、DV相談に係る関係機関が緊密に連携して相談対応、保護、自立支援に取り組み、被害者やその家族が安心して暮らせるよう支援を行います。

また、DVの予防や早期発見のために、引き続き幅広く市民に対して広報啓発するとともに、SNS等のネットの普及による子どもの性被害やデートDVの被害を予防するため、学生など若年層を対象として、デートDV等の予防啓発を推進します。

<具体的施策>

(1) DVを許さない意識の醸成

No.	取組内容	局名
51101	DVやデートDVに関する理解を促進するため、リーフレット等で広報啓発を行います。	総務市民局
51102	デートDVに関する理解を促進するため、高校生や大学生等の若年層に対するデートDV予防教室（出前講座）を実施します。【再掲】	総務市民局
51103	内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」(11/12～11/25)に合わせ、期間中に様々な啓発活動を実施します。	総務市民局
51104	市政だより、SNS等、様々な媒体を通じて、女性の人権問題等に関する広報・啓発活動を行います。	市長公室
51105	幼児から高校生に対して、人権を尊重し暴力を許さない意識を醸成するため、発達段階に応じた人権教育を推進します。	教育委員会
51106	保育所の職員、学校の教職員等に対して、人権を尊重し暴力を許さない意識を醸成するため、人権研修を実施します。	子ども家庭局 教育委員会
51107	教諭、養護教諭、スクールカウンセラー等の学校関係者へのDV被害に関する啓発、周知を行い、DV被害者の子どもの早期発見に努めます。	教育委員会

<具体的施策>

(2) DV被害相談体制の充実

No.	取組内容	局名
51201	「配偶者暴力相談支援センター」や各区子ども・家庭相談コーナーでの相談体制の充実を図るため、「配偶者暴力相談支援センター」に統括指導員（スーパーバイザー）を配置します。	子ども家庭局
51202	各区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。	子ども家庭局
51203	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。	保健福祉局 子ども家庭局

51204	高齢者、障害のある人など、相談者の状況に応じて、関係機関が連携して対応します。	保健福祉局
51205	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や、区役所等での相談時に行政通訳者の派遣を行うほか、外国人のDV被害者への対応のため、外国人相談窓口職員へDVに関する情報提供を行います。	政策局
51206	男性のDV被害者に対して、「配偶者暴力相談支援センター」や各区役所子ども・家庭相談コーナー、「男女共同参画センター」において関係機関と連携して相談に対応します。	総務市民局 子ども家庭局
51207	「配偶者暴力相談支援センター」、「男女共同参画センター」、各区役所子ども・家庭相談コーナーなどの窓口相談員のスキル向上のため、研修の実施や福岡県等主催の研修会へ派遣を行います。	総務市民局 子ども家庭局
【新規】 51208	社会的孤立など生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生じる、既存の制度の対象となりにくい様々なニーズに対応し、必要なサービスにつなげるため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。	保健福祉局

<具体的施策>

(3) DV被害者保護体制の充実

No.	取組内容	局名
51301	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設への入所等、適切な保護を実施します。	子ども家庭局
51302	DV被害者の安全確保のため、必要に応じて警察への情報提供や関係機関等への同行支援を行います。	子ども家庭局
51303	DV被害者の安全確保のため、緊急一時保護施設の職員に対して、必要な情報提供やDVに対する理解促進のために研修を行います。	子ども家庭局
51304	緊急一時保護施設入所中のDV被害者に対して、医療機関への同行など必要な支援を行います。	子ども家庭局
51305	DVシェルターを運営する民間団体に対して、財政的な支援を実施します。	子ども家庭局

<具体的な施策>

(4) DV被害者の自立支援及び情報管理の徹底

No.	取組内容	局名
51401	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関等へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。【再掲】	子ども家庭局
51402	同伴する子どもがいるDV被害者に対して、必要に応じて自立支援のための施設において保護します。	子ども家庭局
51403	DV被害者に対して、市営住宅の入居申し込みに際して、優先入居の取扱いを行います。	都市整備局
【新規】 51404	DV被害者等の住まいの確保にお困りの方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、貸主・借主双方に対する情報提供等の支援を行います。	都市整備局
51405	DV被害者に対して児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。	子ども家庭局 保健福祉局
51406	住民基本台帳の閲覧等制限対象のDV被害者等の情報について、住民基本台帳等の担当部局のみならず、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部局においても、厳重な管理を行います。	総務市民局 保健福祉局 財政・変革局 都市整備局 行政委員会 事務局
51407	DV被害者の情報漏洩を防ぐため、相談窓口や各種手続きを行う窓口等において、情報管理を徹底するとともに、住民基本台帳の閲覧等、被害者情報を保護し、安全を確保する取組を行います。	総務市民局 子ども家庭局
51408	DV被害者が同伴する子どもが接見禁止命令の対象となつた場合、学校、保育所、警察等の関係機関と連携を図り、適切な対応をします。	子ども家庭局
51409	関係機関の連携を図るため、「北九州市DV対策関係機関連絡会議」において、警察、福岡法務局、弁護士会等の関係機関とDV被害者への効果的な支援に関する情報共有や意見交換を行います。	総務市民局

51410	DV 被害者が同伴する子どもについて、関係機関が連携して支援するため、「北九州市要保護児童対策地域協議会」などとの連携を図ります。	子ども家庭局
51411	DV 被害者が市外へ避難する場合や市外から避難してくる場合に、市外関係機関と連携を図り必要な支援を行います。	子ども家庭局

施策の方向2 ハラスメント及び性犯罪等の防止

男女を問わず誰もが安心な生活を送れる社会は、あらゆる性の人権が尊重された社会です。日常生活においては、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、性犯罪等の心配のない暮らしのが、安心な生活の大前提となります。

職場等におけるハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や情報提供を行うとともに、性犯罪等を防止するための広報啓発や相談窓口の周知を行います。

<具体的な施策>

(1) ハラスメント等の防止に向けた啓発・相談の実施

No.	取組内容	局名
52101	市民のセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等ハラスメントの防止に向け、「男女共同参画センター」において、啓発冊子の配布や出前講座、啓発 DVD の貸し出しを実施します。	総務市民局
52102	企業等の事業者に対して、職場におけるハラスメントを防止するため、セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等防止に向けた出前セミナー等を実施します。	総務市民局
52103	企業等の経営者や管理職に対し、ハラスメント防止に向けた啓発及び情報提供を実施します。	総務市民局
52104	「男女共同参画センター」において、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等を含めた人権侵害に対する相談を実施します。	総務市民局
52105	市役所におけるハラスメント防止のため、「ハラスメント防止要綱」等を周知徹底し、各職場での職員研修を継続的に行います。また、「ハラスメント防止要綱」等に定める苦情相談窓口において、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	総務市民局
52106	教育現場におけるハラスメントを防止するため、教職員を対象にハラスメント防止研修を実施します。また、ハラスメントに関する苦情相談に幅広く対応します。	教育委員会

<具体的施策>

(2) 性犯罪等防止に向けた啓発・相談の実施

No.	取組内容	局名
52201	防犯の専門家による体験型のセミナーを通じて、性犯罪の実態や防犯対策を学ぶとともに、女性の防犯意識の向上を図ります。	総務市民局
52202	「性暴力被害者支援センター・ふくおか」、「福岡犯罪被害者総合サポートセンター」で、性犯罪被害者やその家族・遺族の相談に対応します。	総務市民局
52203	「犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を開催し、本市の犯罪被害者施策の総合的な推進を図ります。	総務市民局

施策の方向3 生涯を通じた女性のヘルスケア支援

男女がともに身体について正しい情報を持ち、十分に理解し、尊重しながら思いやりを持って生きることは、ジェンダー平等社会の前提となるものです。

若い世代から性に関する正しい知識を身につけることは大変重要で、若年層に対して、いのちの大切さなどの知識を身につけられるよう教育・啓発に積極的に取り組みます。

また、健康経営の観点から、企業等における従業員のヘルスケアへの配慮、また女性特有の健康課題への理解や支援は女性活躍を進めるうえでも大変重要です。

女性が安全に安心して妊娠・出産できる環境づくりや子宮頸がん検診・乳がん検診等の各種検診、生活習慣病の発症予防など、生涯を通じた女性の健康づくりを支援します。

<具体的施策>

(1)若い世代における性に関する理解・尊重

No.	取組内容	局名
53101	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にできるよう、医療・学校・行政等の関係者による「思春期保健連絡会」を開催し、思春期の子どもに対して健康・性・心の問題についての幅広い知識の普及のため、「思春期健康教室」を実施し、思春期における健康教育を推進します。【再掲】	子ども家庭局 保健福祉局 教育委員会
53102	学校等における適切な性教育を実施するため健康教育に関する知識を深めるための講習会等を開催します。	教育委員会
53103	HIV/エイズ、性感染症の予防のため「レッドリボンキャンペーン」の実施など、広報・啓発を行います。	保健福祉局

<具体的施策>

(2) 妊娠・出産期における健康管理の支援と健診の充実

No.	取組内容	局名
53201	妊娠や出産に関する悩みを抱える人に適切な情報提供を行い、必要な支援につなげるための電話相談事業を実施します。また、育児等に不安を抱える子育て家庭等を支援するため、子育て世帯訪問支援事業を実施します。	子ども家庭局
53202	妊娠・出産・育児に関する正しい知識を提供し、母子の健康の保持促進を図るため、母子健康手帳の交付を行います。	子ども家庭局
53203	出産・育児、子どもの成長発達について、「妊娠婦・乳幼児なんでも相談」等で個別相談や保健指導を実施します。	子ども家庭局
53204	乳幼児の食事や栄養について、「親子ですすめる食育教室」等で情報提供や相談を実施します。	子ども家庭局
53205	産後うつを早期に把握し、きめ細かに支援するため、家庭訪問時などに産後うつ質問票を実施します。	子ども家庭局
53206	妊娠婦や乳幼児の疾病の発見及び防止を図り、健康を保持増進させるため、妊娠婦、乳幼児の健診機会を提供します。	保健福祉局 子ども家庭局
53207	母親が安心して出産できるよう、産科連携体制を維持し、医師会が行う事業に対し、補助を実施します。	保健福祉局
53208	不妊や不育症に悩む夫婦に対して、不妊に関する専門相談及び不育症検査費・治療費の助成を実施します。	子ども家庭局
53209	母親が安心して出産できるよう、「総合周産期母子医療センター」でリスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供します。	保健福祉局

<具体的施策>

(3) 生涯を通じた女性の健康の保持・増進

No.	取組内容	局名
【新規】 53301	市役所で女性のヘルスケアに関する理解促進を図るため、管理職等に意識啓発セミナー等を実施します。	総務市民局
【新規】 53302	市内事業所に対し、企業における「健康経営」の理解促進を図るため、女性のヘルスケアの情報提供やセミナー案内を行います。	総務市民局
53303	「男女共同参画センター」において更年期など性や健康に関する正しい理解を促すための講座を実施します。	総務市民局

第3章 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

53304	女性特有の子宮頸がん・乳がん等の早期発見、早期治療のため、がん検診等の受診を促進します。	保健福祉局
53305	生涯を通じた健康づくりのため、生活習慣病予防や介護予防、健康づくり等の各種事業を実施します。	保健福祉局
53306	健康・体力づくりのためのスポーツイベントの開催や、日頃運動をする機会が少ない女性を対象とした体操教室開催等、健康増進や体力向上を図ります。	都市ブランド創造局
【新規】 53307	女性ホルモンの減少や生活習慣が関係し、自覚症状がなく進行する、骨粗しょう症の早期発見・早期治療のため、骨粗しう症検診の受診を促進します。	保健福祉局

施策の方向4 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる支援**【困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画】**

さまざまな理由で困難を抱える女性等は、複合的な事情により困難な状況に置かれている場合も少なくなく、それぞれの実情に応じたきめ細かな相談対応が求められます。

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいた支援体制を整備し、困難を抱えた女性等の支援を行います。

また、性的少数者などについて市民の理解を深めるための啓発等に取り組みます。

<具体的施策>**(1) 困難を抱えた女性等が安心して暮らせるための支援体制の構築**

No.	取組内容	局名
【新規】 54101	困難を抱えた女性等の支援について関係機関にて情報共有、協議を行う「支援調整会議」を設置します。	総務市民局
54102	区役所の子ども・家庭相談コーナーにおいて、DV相談を含め子どもと家庭に関するあらゆる相談にワンストップで応じ、各種支援制度の適用や関係機関へつなぐ等それぞれの相談内容に応じた支援を行います。支援にあたっては、関係機関等から情報を収集するとともに緊密に連携し、包括的・継続的な支援を調整、実施します。【再掲】	子ども家庭局
【新規】 54103	社会的孤立など生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生じる、既存の制度の対象となりにくい様々なニーズに対応し、必要なサービスにつなげるため、包括的な支援体制の構築に取り組みます。【再掲】	保健福祉局
【新規】 54104	困難を抱えた女性の安全確保のため、適切な保護を実施し、必要に応じて警察への情報提供、医療機関や関係機関等への同行支援を行います。	子ども家庭局
【新規】 54105	困難を抱えた母子に対しても、必要に応じて自立支援のための施設において保護し、ケアを行う。	子ども家庭局
【新規】 54106	困難を抱えた女性に対し、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。	子ども家庭局
54107	高齢者の相談に対して、地域包括支援センター等が関係機関と連携して対応します。	保健福祉局
54108	ひとり親家庭等を支援するため、「母子父子福祉センター」で生活や就業についての相談、就業支援講座等を実施します。	子ども家庭局

第3章 柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

54109	「(公財)北九州国際交流協会」との連携により、外国人市民を対象とした無料相談窓口の開設や区役所等での相談時に行政通訳者等の派遣を行います。	政策局
54110	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。【再掲】	保健福祉局 子ども家庭局
54111	介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災指導や簡単な身の回りの世話をを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、安心感の向上を図ります。	消防局
【新規】 54112	「北九州市パートナーシップ宣誓制度」を運用し、性的マイノリティの自分らしい生き方を後押しします。	保健福祉局

<具体的施策>

(2) 困難を抱えた女性等の住居・居場所の確保

No.	取組内容	局名
【新規】 54201	困難を抱えた女性の安全確保のため、適切な保護を実施し、必要に応じて警察への情報提供、医療機関や関係機関等への同行支援を行います。【再掲】	子ども家庭局
【新規】 54202	行き場のない困難を抱えた女性の居場所を確保し、自立までの支援を行います。	子ども家庭局
54203	市営住宅の入居者募集において、母子・父子世帯に対し、優先的な入居の取り扱いを行います。【再掲】	都市整備局
【新規】 54204	ひとり親家庭等の住まいの確保にお困りの方の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、貸主・借主双方に対する情報提供等の支援を行います。【再掲】	都市整備局

<具体的施策>

(3) 困難を抱えた女性等への自立支援・経済的支援

No.	取組内容	局名
【新規】 54301	困難を抱えた女性に対し、児童扶養手当、母子寡婦福祉資金、生活福祉資金や生活保護制度等の経済的な支援について、情報提供をするとともに制度の活用について助言を行います。【再掲】	子ども家庭局

54302	ひとり親家庭等を支援するため、「母子父子福祉センター」で生活や就業についての相談、就業支援講座等を実施します。【再掲】	子ども家庭局
-------	---	--------

<具体的施策>

(4) 困難を抱えた女性等を支援する人材の育成

No.	取組内容	局名
54401	各区役所子ども・家庭相談コーナーなどの窓口相談員、配偶者暴力相談支援センター職員、男女共同参画センター相談員のスキル向上のため、研修を実施します。	子ども家庭局
54402	緊急一時保護施設の職員に対して、支援に必要な情報提供や理解促進のための研修を行います。	子ども家庭局

<具体的施策>

(5) 地域・関係団体との連携・支援

No.	取組内容	局名
【新規】 54501	公共サービスだけでは対応困難な様々なニーズに対応するため、NPO 団体等の民間団体の役割が重要となっていることから、官民・民間同士の連携・協働を進めます。	保健福祉局
54502	DV シェルターを運営する民間団体に対して、財政的な支援を実施します。【再掲】	子ども家庭局
54503	地域住民の相談に対し、相談者の状況に応じて、民生委員・児童委員が関係機関につなぎます。【再掲】	保健福祉局 子ども家庭局
54504	警察、弁護士会等の関係機関と効果的な支援に関する情報共有を行います。	総務市民局
54505	同伴する子どもについて、関係機関が連携して支援するため、「北九州市要保護児童対策地域協議会」などとの連携を図ります。	子ども家庭局
54506	県や女性相談支援センターと連携を図ります。	子ども家庭局
54507	経済的困窮等で困っている母子世帯が、安心して生活し自立できるよう、母子生活支援生活支援施設を運営します。	子ども家庭局

施策の方向5 防災における男女共同参画の推進

避難所での生活をはじめとして、災害時の対応については、様々な場面で、男女のニーズの違いがあり、男女双方の視点に配慮して取り組むことが必要です。日頃から女性がまちづくりに参画し、運営に深くかかわり、意見を反映させることで、より多様な視点を取り入れ、より良い防災体制の整備を進めます。

<具体的な施策>

(1) 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災対策の推進

No.	取組内容	局名
55101	男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するため、北九州市防災会議での女性委員の参画拡大に努めます。	危機管理室
55102	自主防災組織での女性の参画を推進するため、各種研修会等への参加を促します。	消防局
55103	安全・安心な避難所生活の確保をはじめ、男女のニーズの違いなど、男女双方の視点に配慮した取組に対する、普及・啓発を図ります。	危機管理室
55104	乳幼児や妊産婦など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営などに取り組みます。	危機管理室 子ども家庭局
55105	大規模災害発生時等に女性相談窓口を設置します。	総務市民局

第4章 数値目標・モニタリング指標

1 数値目標・モニタリング指標の設定

第5次計画の進捗状況を評価するため、計画の柱ごとに数値目標と参考となるモニタリング指標を設定しました。

柱I ジェンダー平等が浸透した社会の実現

No.	指標	現状	目標 2028年	出典
1	社会全体における男女平等達成感	10.7% (2022年)	15%	市民意識調査
2	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について肯定・否定の割合	肯定17.0% 否定77.8% (2022年)	モニタリング	市民意識調査
3	家庭生活における男女平等達成感	女性 14.5% 男性 33.3% 全体 21.5%	モニタリング	市民意識調査

柱II あらゆる分野の方針決定過程への女性の参画拡大

No.	指標	現状	目標 2028年	出典
4	市役所における女性管理職(課長級以上)比率(消防職員、教職員を除く)	17.8% (2023年4月)	30% ※2030年まで	北九州市 総務市民局
5	市付属機関等における女性の比率 (市付属機関等には市政運営上の会合を含む)	51.7% (2023年6月)	※1 50%	北九州市 総務市民局
6	市役所における女性役職者(係長以上)比率(消防職員、教職員を除く)	23.8% (2023年4月)	モニタリング	北九州市 総務市民局
7	市立学校等における管理職に占める女性の比率(校長、副校長、教頭、園長)	26.1% (2023年4月)	モニタリング	北九州市 教育委員会
8	市付属機関等の長における女性の比率 (市付属機関等には市政運営上の会合を含む)	18.6% (2023年6月)	モニタリング	北九州市 総務市民局
9	自治会における女性の比率 ① 区自治総連合会長 ② 区自治総連合副会長 ③ 自治区会長 ④ 自治区副会長 ⑤ 町内会長	①14.3% ② 0.0% ③ 3.4% ④14.7% ⑤19.5% (2023年9月)	モニタリング	北九州市 総務市民局
10	校区まちづくり協議会会長における女性の比率	6.6% (2023年9月)	モニタリング	北九州市 総務市民局

※1付属機関等ごとに男女の比率の均等を目指し、全体で50%以上を目指す。

柱III 女性が多様に活躍できる経済社会の実現

No.	指標	現状	目標 2028年	出典
11	25~44歳の女性就業率	79.8% (2022年)	82.0%	総務省「就業構造基本調査」
12	市内事業所の管理職(課長相当職以上)に占める女性の割合	14.1% (2023年)	30% ※2030年まで	女性活躍実態調査
13	女性が職業を持つことの考え方についての割合 ①ずっと継続した方がよい ②子どもができたら中断した方がよい	① 51.9% ② 35.7% (2022年)	モニタリング	市民意識調査
14	雇用形態(①正社員②パート・臨時雇)における男女別割合	【女性】 ① 59.7% ② 39.8% 【男性】 ① 79.6% ② 18.9% (2023年1月)	モニタリング	北九州市雇用動向調査

柱IV 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

No.	指標	現状	目標 2028年	出典
15	市役所における男性職員の育児休業取得率	58.8% (2022年度)	85%	北九州市総務市民局
16	市内事業所における男性従業員の育児休業取得率	36.3% (2023年)	50% ※中間目標	女性活躍実態調査
17	男性の育児休業平均取得日数	【市職員】 26.8日 【市内事業所】 46.6日	モニタリング	北九州市総務市民局 女性活躍実態調査
18	「ワーク・ライフ・バランスが取れている」と感じる北九州市民の割合	50.9% (2022年度)	モニタリング	市民意識調査
19	6歳未満の子どもを持つ男性の育児・家事関連時間	【育児】 2時間12分 【家事】 1時間22分 (2022年)	モニタリング	市民意識調査
20	市役所における時間外勤務削減率	13.2%増 平成30年度比 (2022年度)	モニタリング	北九州市総務市民局
21	多様な保育の実施箇所数 ①延長保育(夜間保育所を含む) ②休日保育 ③病児保育	①125箇所 ② 7箇所 ③ 13箇所 (2022年度)	モニタリング	北九州市子ども家庭局
22	多様な保育の受入児童数 ①延長保育(こども園含まず) ②夜間保育 ③休日保育 ④病児保育	①8,394人 ②497人 ③1,866人 ④6,896人 (2022年度)	モニタリング	北九州市子ども家庭局

柱V 安心して健康に暮らせる社会の実現

No.	指標	現状	目標 2028年	出典
23	〈身体的DV〉 夫婦間等における「平手で打つ」行為を 暴力と認識する人の割合	76.8% (2022年)	85%	市民意識調査
24	〈精神的DV〉 夫婦間等における「大声でどなる」行為を 暴力と認識する人の割合	60.0% (2022年)	80%	市民意識調査
25	配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 ①配偶者暴力相談支援センター ②各区子ども・家庭相談コーナー ③男女共同参画センター・ムーブ	① 8.5% ②27.7% ③14.1% (2022年)	モニタリング	市民意識調査
26	暴力被害にあった時に「どこ(だれ)にも相 談しなかった」割合	【女性】 44.9% 【男性】 63.4%	モニタリング	市民意識調査
27	配偶者等からの暴力被害経験の割合 ①身体的暴力 ②精神的暴力 ③性的暴力 ④経済的暴力	【女性】 ①19.9% ②38.8% ③12.6% ④ 7.1% 【男性】 ①12.5% ②21.0% ③ 1.3% ④ 0.8% (2022年)	モニタリング	市民意識調査

第5次計画策定の経過

年月日	内 容
令和5(2023)年 3月24日	【北九州市男女共同参画審議会】 ○ 諒問 ○ 男女共同参画に関する現状 ○ 次期計画の骨格
7月5日	【北九州市男女共同参画審議会】 ○ 男女共同参画に関する現状と課題 ○ 次期計画の骨格
11月21日	【北九州市男女共同参画審議会】 ○ 答申素案
令和6(2024)年 2月13日	【北九州市男女共同参画審議会】 ○ 答申書策定
2月22日	○ 市長に答申